

第89号議案

豊岡市地域コミュニティに関する条例制定について

豊岡市地域コミュニティに関する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

新しい地域コミュニティ組織と市の協働に関する事項並びに豊岡市立コミュニティセンターの設置及び管理に関する事項を定めるため。

豊岡市地域コミュニティに関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 地域コミュニティ組織（第2条—第5条）
- 第3章 センター（第6条—第25条）
- 第4章 雜則（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地域コミュニティ組織と市の協働に関する事項並びに豊岡市立コミュニティセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 地域コミュニティ組織

（地域コミュニティ組織）

第2条 この条例において「地域コミュニティ組織」とは、規則で定める複数の大字を包含する区域（以下「地区」という。）ごとに住民の合意に基づいて設置される組織であって、多様な地域課題の解決や地域運営に主体的かつ総合的に取り組むものをいう。

（地域コミュニティ組織の認定等）

第3条 市長は、前条に規定する定義及び規則で定める要件に該当する組織を、その申請により、1地区につき1組織に限り地域コミュニティ組織として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により認定した地域コミュニティ組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 地域コミュニティ組織として著しく不当な行為を行ったとき。
- (2) 第2条に規定する定義又は規則で定める要件に該当しなくなったと認められるとき。

（地域コミュニティ組織の役割）

第4条 地域コミュニティ組織は、その活動への住民の参画を推進するとともに、市、公共的団体等と連携し、地区全体を総合的に運営する主体として住民自治に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（市の役割）

第5条 市は、地域コミュニティ組織の主体性及び自立性に配慮するとともに、共に地域社会を支える当事者として積極的に協働関係を構築し、住民自治を促進するものとする。

2 市は、認定した地域コミュニティ組織の地域振興活動、地域福祉活動、地域防災活動、人づくり活動等のコミュニティ活動を支援するため、拠点施設の確保、財政支援等の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 センター

(設置)

第6条 コミュニティ活動の促進、地域の振興及び住民の福祉の向上に資するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第7条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第8条 センターに、所長その他職員を置く。

(休館日)

第9条 センターの休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第10条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(使用の許可)

第11条 別表第3に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) センターの使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) センターの使用がセンターの建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適当であると認めるとき。

2 市長は、センターの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 第11条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第14条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第11条第2項及び第12条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。
- (3) 使用者が許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、センターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第16条 市長は、第11条第1項の許可をした施設の使用につき、使用者から、別表第3に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、第15条第2項の規定により市長がセンターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従わない者
(行為の禁止)

第20条 何人も、センター内において、センターの管理上支障がある行為をしてはならない。

(立入り等)

第21条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第22条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は第11条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

- 2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。
- 3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償等)

第23条 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理)

第24条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) センターの使用及びその制限に関する業務
 - (2) センターの維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第9条から第12条まで、第14条第1項、第15条、第19条、第21条並びに第22条第2項及び第3項の規定の適用については、第9条及び第10条中「市長は、特に必要

があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第11条、第12条、第14条第1項、第15条、第19条、第21条並びに第22条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

- 4 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、第8条の規定は適用しない。

(利用料金)

第25条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適當と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 第16条から第18条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表第3に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表第3の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。
- 4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

第4章 雜則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第170号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（休館日）

第2条の2 集会施設の休館日（以下「休館日」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

名称	休館日
豊岡市立清滝会館	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで
豊岡市立八代ふれあいセンター	
豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設	
豊岡市立福住地区交流センター	
豊岡市立寺坂地区交流センター	
豊岡市立資母地区交流センター	
豊岡市立小野地区交流センター	木曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで

（開館時間）

第2条の3 集会施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。
第8条を次のように改める。

（使用料の徴収）

第8条 市長は、第3条第1項の許可をした施設の使用につき、使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

第9条中「、申請により」を削る。

第14条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、集会施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に集会施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に集会施設の管理を行わせる場合の当該指定管

理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会施設の使用及びその制限に関する業務
- (2) 集会施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に集会施設の管理を行わせる場合において、第2条の2から第4条まで、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条の2及び第2条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第3条、第4条、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者に集会施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に集会施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第8条から第10条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表第2に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表第2の1の表から6の表の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

別表第1豊岡市立国府地区コミュニティセンターの項を削る。

別表第2の2の表を削り、別表第2の3の表を別表第2の2の表とする。

別表第2の4の表を別表第2の3の表とし、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2の5の表を別表第2の4の表とし、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2の6の表を別表2の5の表とし、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2の7の表を別表第2の6の表とし、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(経過措置)

5 この条例の施行前に、前項の規定による改正前の豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、前項の規定による改正後の豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第2条の2 センターの休館日（以下「休館日」という。）は、火曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第2条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。
第8条に次の1項を加える。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

第9条中「、申請により」を削る。

第14条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの使用及びその制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第2条の2から第4条まで、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条の2及び第2条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第3条、第4条、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができ

きる。

- 2 第8条から第10条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。
- 4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(経過措置)

- 7 この条例の施行前に、前項の規定による改正前の豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、前項の規定による改正後の豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 8 豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第2条の2 センターの休館日（以下「休館日」という。）は、火曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第2条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。
第8条を次のように改める。

(使用料の徴収)

第8条 市長は、第3条第1項の許可をした施設の使用につき、使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。

- 2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの使用及びその制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第2条の2から第4条まで、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条の2及び第2条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第3条、第4条、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 第8条から第10条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表第2に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表第2の1の表及び2の表の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

- 4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示す

るものとする。

別表第2の1の表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(経過措置)

- 9 この条例の施行前に、前項の規定による改正前の豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、前項の規定による改正後の豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(豊岡市都市公園条例の一部改正)

- 10 豊岡市都市公園条例(平成17年豊岡市条例第146号)の一部を次のように改正する。
別表第1中央公園の項中「豊岡市豊岡地区公民館」を「豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター」に改める。

(豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 11 豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第177号)の一部を次のように改正する。
第3条第9号中「、公民館」を削る。

(豊岡市屋外広告物条例の一部改正)

- 12 豊岡市屋外広告物条例(平成27年豊岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第15号中「、公民館」を削る。

別表第1(第7条関係)

名称	位置
豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター	豊岡市立野町1番4号
豊岡市立八条地区コミュニティセンター	豊岡市九日市下町402番地
豊岡市立三江地区コミュニティセンター	豊岡市庄境626番地
豊岡市立田鶴野地区コミュニティセンター	豊岡市野上162番地
豊岡市立五荘地区コミュニティセンター	豊岡市上陰137番地の7
豊岡市立新田地区コミュニティセンター	豊岡市河谷596番地
豊岡市立中筋地区コミュニティセンター	豊岡市玉渕281番地の1

豊岡市立奈佐地区コミュニティセンター	豊岡市吉井593番地の5
豊岡市立港地区コミュニティセンター	豊岡市氣比2435番地
豊岡市立神美地区コミュニティセンター	豊岡市三宅81番地の1
豊岡市立城崎地区コミュニティセンター	豊岡市城崎町桃島1057番地の1
豊岡市立竹野南地区コミュニティセンター	豊岡市竹野町森本984番地の1
豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター	豊岡市竹野町轟1051番地
豊岡市立竹野地区コミュニティセンター	豊岡市竹野町竹野1585番地の1
豊岡市立国府地区コミュニティセンター	豊岡市日高町野々庄934番地の2
豊岡市立八代地区コミュニティセンター	豊岡市日高町中333番地の1
豊岡市立日高地区コミュニティセンター	豊岡市日高町国分寺850番地
豊岡市立三方地区コミュニティセンター	豊岡市日高町栗山901番地の2
豊岡市立清滝地区コミュニティセンター	豊岡市日高町山宮1337番地の1
豊岡市立西気地区コミュニティセンター	豊岡市日高町東河内608番地の2
豊岡市立弘道地区コミュニティセンター	豊岡市出石町内町1番地
豊岡市立菅谷地区コミュニティセンター	豊岡市出石町荒木810番地
豊岡市立福住地区コミュニティセンター	豊岡市出石町福住460番地の1
豊岡市立寺坂地区コミュニティセンター	豊岡市出石町寺坂157番地
豊岡市立小坂地区コミュニティセンター	豊岡市出石町福居946番地
豊岡市立小野地区コミュニティセンター	豊岡市出石町袴狭386番地の1
豊岡市立資母地区コミュニティセンター	豊岡市但東町中山815番地
豊岡市立合橋地区コミュニティセンター	豊岡市但東町出合150番地
豊岡市立高橋地区コミュニティセンター	豊岡市但東町久畠830番地

別表第2（第9条関係）

名称	休館日
豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター	火曜日 12月29日から翌年の1月3日まで
豊岡市立八条地区コミュニティセンター	
豊岡市立三江地区コミュニティセンター	
豊岡市立田鶴野地区コミュニティセンター	
豊岡市立五莊地区コミュニティセンター	
豊岡市立新田地区コミュニティセンター	
豊岡市立中筋地区コミュニティセンター	
豊岡市立奈佐地区コミュニティセンター	
豊岡市立港地区コミュニティセンター	
豊岡市立神美地区コミュニティセンター	
豊岡市立城崎地区コミュニティセンター	
豊岡市立竹野南地区コミュニティセンター	
豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター	

豊岡市立竹野地区コミュニティセンター	
豊岡市立国府地区コミュニティセンター	
豊岡市立八代地区コミュニティセンター	
豊岡市立日高地区コミュニティセンター	
豊岡市立三方地区コミュニティセンター	
豊岡市立清滝地区コミュニティセンター	
豊岡市立西気地区コミュニティセンター	
豊岡市立弘道地区コミュニティセンター	
豊岡市立菅谷地区コミュニティセンター	
豊岡市立福住地区コミュニティセンター	
豊岡市立寺坂地区コミュニティセンター	
豊岡市立小坂地区コミュニティセンター	
豊岡市立小野地区コミュニティセンター	木曜日 12月29日から翌年の1月3日まで
豊岡市立資母地区コミュニティセンター	火曜日 12月29日から翌年の1月3日まで
豊岡市立合橋地区コミュニティセンター	
豊岡市立高橋地区コミュニティセンター	

別表第3（第11条、第16条関係）

センターの名称	区分	使用料		
		午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
豊岡市立豊岡地区 コミュニティセンター	集会室1	840円	960円	1,200円
	集会室2	840円	960円	1,200円
	会議室	840円	840円	1,080円
	研修室	840円	840円	1,080円
	相談・会議室	660円	660円	960円
	和室1	360円	360円	540円
	和室2	300円	300円	420円
	総合学習室	660円	660円	960円
	調理室	840円	840円	1,080円
	レッスンルーム	840円	840円	1,080円
豊岡市立八条地区 コミュニティセンター	スタッフルーム	240円	240円	360円
	小会議室	540円	540円	840円
	文化ホール	1,080円	1,080円	1,560円
	教養講座室	660円	660円	960円
	研修室	840円	840円	1,080円
	会議室	540円	540円	840円
	栄養実習室	840円	840円	1,080円

豊岡市立三江地区 区コミュニティセンター	会議室（1）	540円	540円	840円
	教養講座室	660円	660円	960円
	会議室（2）	540円	540円	840円
	調理実習室	840円	840円	1,080円
	大会議室A	540円	540円	840円
	大会議室B	540円	540円	840円
豊岡市立田鶴野 地区コミュニティセンター	講座室（和）	420円	420円	660円
	小会議室	420円	420円	660円
	大会議室	840円	960円	1,200円
	青年室	420円	420円	660円
	調理教室	660円	660円	960円
豊岡市立五荘地区 区コミュニティセンター	多目的ホール1	900円	1,000円	1,300円
	多目的ホール2	900円	1,000円	1,300円
	会議室	1,160円	1,160円	1,500円
	研修室	740円	740円	1,100円
	和室1	400円	400円	600円
	和室2	400円	400円	600円
	総合学習室	740円	740円	1,100円
	調理実習室	880円	880円	1,160円
	レッスンルーム	1,160円	1,160円	1,500円
	スタッフルーム	400円	400円	620円
豊岡市立新田地区 区コミュニティセンター	講座室（和）	420円	420円	660円
	研修室	420円	420円	660円
	調理室	660円	660円	960円
	大会議室	840円	960円	1,200円
豊岡市立中筋地区 区コミュニティセンター	和室	420円	420円	660円
	集会室	840円	960円	1,200円
	講座室	420円	420円	660円
	青年室	420円	420円	660円
	調理室	660円	660円	960円
豊岡市立奈佐地区 区コミュニティセンター	多目的ホール	870円	930円	1,220円
	会議室	560円	560円	810円
	和室	480円	480円	720円
	調理室	550円	550円	740円
豊岡市立港地区 区コミュニティセンター	研修室	840円	840円	1,080円
	講座室	660円	660円	960円
	調理実習室	840円	840円	1,080円
	図書室兼資料室	540円	540円	840円

	大会議室	1,080円	1,080円	1,560円
豊岡市立城崎地区 コミュニティセンター	多目的ホール1	610円	650円	850円
	多目的ホール2	730円	730円	1,050円
	和室研修室	890円	890円	1,330円
	調理実習室	460円	460円	620円
豊岡市立竹野南 地区コミュニティセンター	多目的ホール	770円	820円	1,080円
	研修室	720円	720円	1,030円
	和室	290円	290円	430円
	調理室	790円	790円	1,070円
豊岡市立中竹野 地区コミュニティセンター	青年研修室	720円	720円	1,040円
	第1研修室（和室）	400円	400円	600円
	第2研修室	1,370円	1,370円	1,980円
	調理室	740円	740円	990円
	集会室	960円	1,030円	1,350円
豊岡市立竹野地区 コミュニティセンター	多目的ホール	1,120円	1,190円	1,570円
	第1研修室	630円	630円	920円
	第2研修室	620円	620円	900円
	和室	840円	840円	1,260円
	調理実習室	720円	720円	970円
豊岡市立国府地区 コミュニティセンター	多目的ホール	2,460円	3,280円	3,280円
	調理実習室	1,860円	2,480円	2,480円
	洋会議室	1,020円	1,360円	1,360円
	和会議室	1,020円	1,360円	1,360円
豊岡市立西気地区 コミュニティセンター	多目的ホール	690円	740円	970円
	研修室	490円	490円	710円
	和室	590円	590円	890円
	調理室	660円	660円	890円
豊岡市立弘道地区 コミュニティセンター	多目的ホール	1,050円	1,110円	1,470円
	研修室	790円	790円	1,150円
	和室	660円	660円	990円
	調理実習室	780円	780円	1,060円
豊岡市立菅谷地区 コミュニティセンター	機能回復訓練室	1,230円	1,640円	1,640円
	交流室	420円	560円	560円
	研修室	420円	560円	560円
	食生活指導室	1,230円	1,640円	1,640円
豊岡市立合橋地区 コミュニティセンター	会議室	270円	270円	390円
	研修室	1,020円	1,020円	1,470円

センター	和室	410円	410円	620円
	学習活動室	500円	500円	720円
	調理実習室	570円	570円	770円
	多目的ホール	960円	1,020円	1,340円
豊岡市立高橋地区 コミュニティセンター	大会議室兼練習場	770円	820円	1,090円
	和室1	610円	610円	920円
	和室2	610円	610円	920円
	調理実習室	500円	500円	670円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

豊岡市地域コミュニティに関する条例案要綱

1 目的

この条例は、地域コミュニティ組織と市の協働に関する事項並びに豊岡市立コミュニティセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関する事項を定めること。（第1条関係）

2 地域コミュニティ組織

この条例において「地域コミュニティ組織」とは、規則で定める複数の大字を包含する区域ごとに住民の合意に基づいて設置される組織であって、多様な地域課題の解決や地域運営に主体的かつ総合的に取り組むものをいう。（第2条関係）

3 地域コミュニティ組織の認定等

市長は、第2条に規定する定義及び規則で定める要件に該当する組織を、その申請により、1地区につき1組織に限り地域コミュニティ組織として認定することができること。また、その要件に該当しなくなったと認めるとき又は地域コミュニティ組織の活動として著しく不当な行為を行ったと認めるときは、認定を取り消すことができること。（第3条関係）

4 地域コミュニティ組織の役割

地域コミュニティ組織は、その活動への住民の参画を推進するとともに、市、公共的団体等と連携し、地区全体を総合的に運営する主体として住民自治に積極的に取り組むよう努めるものとすること。（第4条関係）

5 市の役割

市は、地域コミュニティ組織の主体性及び自立性に配慮するとともに、共に地域社会を支える当事者として積極的に協働関係を構築し、住民自治を促進するものとし、拠点施設の確保及び財政支援等の必要な措置を講ずるものとすること。（第5条関係）

6 センターの設置

コミュニティ活動の促進、地域の振興及び住民の福祉の向上に資するため、センターを設置すること。（第6条関係）

7 名称及び位置

センターの名称及び位置を別表第1のとおり定めること。（第7条、別表第1関係）

8 職員

センターに、所長その他職員を置くこと。（第8条関係）

9 休館日

センターの休館日を別表第2のとおり定めること。ただし、市長は、特に必要

があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができること。（第9条、別表第2関係）

10 開館時間

センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとすること。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができること。（第10条関係）

11 使用の許可

別表第3に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこと。（第11条、別表第3関係）

12 許可の基準

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき等は、使用の許可をしてはならないこと。（第12条関係）

13 使用権の譲渡等の禁止

センターの使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。（第13条関係）

14 特別の設備の設置等

使用者は、センターに特別の設備や器具を設置しようとするとき等は、市長の許可を受けなければならないこと。（第14条関係）

15 許可の取消等

市長は、使用者が条例に違反したとき等においては、許可の取消等ができるここと。（第15条関係）

16 使用料の徴収

市長は、センターの使用者から、別表第3に定める使用料を徴収すること。（第16条、別表第3関係）

17 使用料の減免

市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができるここと。（第17条関係）

18 使用料の不還付

センターの管理上又は公益上やむを得ない必要等が生じたと認めるとき以外は、既に納めた使用料は還付しないこと。（第18条関係）

19 入館の制限等

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等に対し、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができること。（第19条関係）

20 行為の禁止等

何人も、センター内で管理上支障がある行為をしてはならず、市長は、必要が

あると認めるときは、許可をした場所に立入り等を行うことができること。 (第20条、第21条関係)

21 原状回復の義務

使用者は、センターの使用を終了したとき等は、直ちに施設を原状に回復しなければならないこと。 (第22条関係)

22 損害の賠償等

センターの建物等を汚損等した者は、損害を賠償しなければならないこと。 (第23条関係)

23 指定管理者による管理

市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者にセンターの管理を行わせることができることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。 (第24条関係)

24 利用料金

指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。 (第25条関係)

25 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。 (第26条関係)

26 附則

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行すること。 (附則第1項関係)
- (2) 豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例は、廃止すること。 (附則第2項関係)
- (3) この条例の施行に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うこと。 (附則第3項から第12項関係)

豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後(案)
(休館日)	第2条の2 集会施設の休館日（以下「休館日」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるとときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。
名称	休館日
豊岡市立清滝会館	火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで
豊岡市立八代ふれあいセンター	
豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設	
豊岡市立福住地区交流センター	
豊岡市立寺坂地区交流センター	
豊岡市立資母地区交流センター	
豊岡市立小野地区交流センター	木曜日及び12月29日から翌年1月3日まで
(開館時間)	第2条の3 集会施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるとときは、その時間を変更することができる。
(使用料の徴収)	第8条 市長は、第3条第1項の許可をした施設の使用につき、使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、施設の使用を許可するときには、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その納付す
(使用料の納付)	第8条 使用者は、別表第2に掲げる施設を営利を目的として使用するとき、又は私的な行事を行うために使用するときは、同表に定める使用料を使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その納付すべき期限を別に指

定することができます。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるとときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第14条 略

2 略

べき期限を別に指定することができます。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるとときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第14条 略

2 略

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、集会施設の管理運営上必要があると認めるとときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に集会施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に集会施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集会施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 集会施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に集会施設の管理を行わせる場合において、第2条の2から第4条まで、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条の2及び第2条の3中「市長は、特に必要があると認めるとときは」とあるのは、「指定管理者は、特に必要があると認めるとときは市長の承認を得て」と、第3条、第4条、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに

に第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者に集会施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に集会施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができることとする。

2 第8条から第10条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合には、別表第2に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表第2の1の表から6の表の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第18条 略

別表第1（第2条関係）

名称	位置	位置
豊岡市立清滝会館 ～	略	
豊岡市立八代ふれあいセンター		略

別表第1（第2条関係）

名称	位置	位置
豊岡市立清滝会館 ～	略	
豊岡市立八代ふれあいセンター		略

豊岡市立国府地区ミニミニティーセンター	豊岡市日高町野々庄934番地の2
豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設	略

別表第2 (第3条、第8条関係)

1 略

2 豊岡市立国府地区コミュニティセンター

区分	使用料		
	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後5時まで
多目的ホール	2,460円	3,280円	3,280円
調理実習室	1,860円	2,480円	2,480円
洋会議室	1,020円	1,360円	1,360円
和会議室	1,020円	1,360円	1,360円

備考

1 使用者が當利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設	豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設
～	～

別表第2 (第3条、第8条関係)

1 略

略

豊岡市立資母地区交流センター

豊岡市立資母地区交流センター

略

略

3 豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設

略

4 豊岡市立福住地区交流センター

区分	使用料			
	午前9時から午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後5時まで	10時まで
研修室 ～ 多目的ホー ル	略			

1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

2 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 1 使用者が旨利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の3倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 豊岡市立寺坂地区交流センター

区分	使用料			
	午前9時から午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後5時まで	10時まで
研修室 ～ 多目的ホー ル	略			

2 豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設

略

3 豊岡市立福住地区交流センター

区分	使用料			
	午前9時から午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後5時まで	10時まで
研修室 ～ 多目的ホー ル	略			

1 使用者が旨利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の3倍に相当する額とする。

2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

区分	使用料			
	午前9時から午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後5時まで	10時まで
研修室 ～ 多目的ホー ル	略			

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 2 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 豊岡市立小野地区交流センター

区分	使用料			
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後10 時まで	午後6時から午後10 時まで
和室 ～ 多目的ホール				略

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 2 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7 豊岡市立資母地区交流センター

区分	使用料			
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後10 時まで	午後6時から午後10 時まで

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 豊岡市立小野地区交流センター

区分	使用料			
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後5 時まで	午後6時から午後10 時まで
和室 ～ 多目的ホール			略	

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

区分	使用料			
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後5 時まで	午後6時から午後10 時まで

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

備考

	零時まで	時まで	10時まで
研修室 ～ 多目的ホー ル	略		
備考			

1 治暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

2 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

	零時まで	時まで	10時まで
研修室 ～ 多目的ホー ル	略		
備考			

1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理条例に関する新旧対照表

	現行	改正後（案）
		(休館日)
		第2条の2 センターの休館日（以下「休館日」という。）は、火曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるとときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。
		(開館時間)
		第2条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるとときは、その時間を変更することができる。
		(使用料の徴収)
第8条	略	第8条 略
		2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるとときは、その納付すべき期限を別に指定することができます。
		(使用料の減免)
		第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるとときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。
		(原状回復の義務)
第14条	略	第14条 略
	2	2 略

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないとときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるとときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができることとする。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの使用及びその制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第2条の2から第4条まで、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条の2及び第2条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第3条、第4条、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 第8条から第10条までの規定にいかがわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させることにおいて、別表の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。
- 4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)
第16条 略

豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p><u>（休館日）</u></p> <p>第2条の2 センターの休館日（以下「休館日」という。）は、火曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるとときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。</p>
	<p><u>（開館時間）</u></p> <p>第2条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるとときは、その時間を変更することができる。</p>
	<p><u>（使用料の徴収）</u></p> <p>第8条 市長は、第3条第1項の許可をした施設の使用につき、使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるとときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。</p>
	<p><u>（原状回復の義務）</u></p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p>

<p><u>第16条</u> 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるとときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センターの使用及びその制限に関する業務 (2) センターの維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務 	<p>3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第2条の2から第4条まで、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条の2及び第2条の3中「市長は、特に必要があると認めるとときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるとときは市長の承認を得て」と、第3条、第4条、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>(利用料金)</p>
	<p><u>第17条</u> 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 第8条から第10条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合には、別表第2に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承</p>

認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表第2の1の表及び2の表の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。
- 4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第16条 略

別表第2 (第3条、第8条関係)

1 豊岡市立神美地区基幹集落センター

区分	使用料			備考
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	
教養講座室 ～図書室兼資料展示室	略			1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれとの額の3割に相当する額を加算する。 2 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の
				1 使用者が福利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれとの額の2倍に相当する額とする。 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれとの額の3

第18条 略

別表第2 (第3条、第8条関係)

1 豊岡市立神美地区基幹集落センター

区分	使用料			備考
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	
教養講座室 ～図書室兼資料展示室	略			1 使用者が福利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれとの額の2倍に相当する額とする。 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれとの額の3

端数が生じたときは、これを切り捨てる。

割に相当する額を計算する。

3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 略

2 略

豊岡市都市公園条例新旧対照表

現行		改正後(案)	
別表第1(第10条関係)			
都市公園名			有料公園施設
中央公園			豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡地区公民館 豊岡市立市民会館 総合体育館 豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡市立市民会館
都市公園名	有料公園施設		
中央公園	豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡地区公民館 豊岡市立市民会館 総合体育館 豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡市立市民会館		
別表第1(第10条関係)			
都市公園名	有料公園施設		
中央公園	豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡地区公民館 豊岡市立市民会館 総合体育館 豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡市立市民会館		
都市公園名	有料公園施設		
中央公園	豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡地区公民館 豊岡市立市民会館 総合体育館 豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡市立市民会館 豊岡市立市民体育館 豊岡市立市民会館		

豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
（事業）	（事業）	（事業）
<p>第3条 博物館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ~ (8) 略</p> <p>(9) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、それらの活動を援助すること。</p> <p>(10) 略</p>	<p>第3条 博物館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ~ (8) 略</p> <p>(9) 学校、図書館、研究所_____等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、それらの活動を援助すること。</p> <p>(10) 略</p>	

豊岡市屋外広告物条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
（禁止地域等）		（禁止地域等）
第9条 次に掲げる地域及び場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。	第9条 次に掲げる地域及び場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。	
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育馆及び公衆便所の敷地	(5) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育馆及 び公衆便所の敷地	(5) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育馆 及 び公衆便所の敷地
(6)～(7) 略	(6)～(7) 略	(6)～(7) 略
2～3 略	2～3 略	2～3 略

第90号議案

豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

西気地区公民館及び竹野南地区公民館の新築移転に伴い、施設の位置及び使用料を改めるとともに、西気地区コミュニティセンターを廃止するため。

豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市立西気地区コミュニティセンターの項を削る。

別表第2の2の表中「及び豊岡市立西気地区コミュニティセンター」を削る。

(豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第170号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表15の項中「豊岡市竹野町森本541番地」を「豊岡市竹野町森本984番地の1」に改め、同表の2の表21の項中「豊岡市日高町栗栖野739番地の1」を「豊岡市日高町東河内608番地の2」に改める。

別表第3 竹野南地区公民館の項を次のように改める。

竹野南地区公民館	多目的ホール	770円	820円	1,080円
	研修室	720円	720円	1,030円
	和室	290円	290円	430円
	調理室	790円	790円	1,070円

別表第3 竹野南地区公民館の項の次に次のように加える。

西気地区公民館	多目的ホール	690円	740円	970円
	研修室	490円	490円	710円
	和室	590円	590円	890円
	調理室	660円	660円	890円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定並びに第2条中別表第1の2の表21の項の改正規定及び別表第3 竹野南地区公民館の項の次に1項を加える改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第2条中別表第1の2の表15の項の改正規定及び別表第3 竹野南地区公民館の項の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例別表第3竹野南地区公民館の項の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第16号）

多目的集会施設から西気地区コミュニティセンターを削ること。（別表第1、別表第2関係）

- (2) 豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第170号）

西気地区公民館及び竹野南地区公民館の新築移転に伴い、それぞれの公民館の位置及び使用料を改めること。（別表第1、別表第3関係）

2 附則

- (1) この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めること。（附則第1項関係）

- (2) 第2条の規定による改正後の条例別表第3竹野南地区公民館の項の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）

豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後(秦)	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
豊岡市立清滝会館 ～ 豊岡市立国府地区コミュニティセンター	略	豊岡市立清滝会館 ～ 豊岡市立国府地区コミュニティセンター	略
豊岡市立西気地区コミュニティセンター ～ 豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設	豊岡市日高町栗栖野739番地の1	豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設 ～ 豊岡市立資母地区交流センター	略
豊岡市立資母地区交流センター	略		
別表第2(第3条、第8条関係)		別表第2(第3条、第8条関係)	
1 略	1 略	2 豊岡市立国府地区コミュニティセンター及び豊岡市立西氣地区コミュニティセンター	2 豊岡市立国府地区コミュニティセンター
2 豊岡市立国府地区コミュニティセンター及び豊岡市立西氣地区コミュニティセンター	略	3 ～ 7 略	3 ～ 7 略

豊岡市立公民館の設置及び管理条例に関する条例新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
1 略	略		1 略	略	
2 地区公民館	地区公民館		2 地区公民館	地区公民館	
2	名称	位置	2	名称	位置
~14	略	略	~14	略	略
15 豊岡市竹野町公民館	豊岡市竹野町公民館	豊岡市竹野町森本541番地	15 豊岡市竹野町公民館	豊岡市竹野町森本984番地の1	豊岡市竹野町森本984番地の1
16 ~20	略	略	16 ~20	略	略
21 豊岡市西氣公民館	豊岡市西氣公民館	豊岡市日高町栗栖野739番地の1	21 豊岡市西氣公民館	豊岡市日高町東河内608番地の2	豊岡市日高町東河内608番地の2
22 ~30	略	略	22 ~30	略	略
別表第3(第10条関係)			別表第3(第10条関係)		
公民館の名称	区分	使用料	公民館の名称	区分	使用料
		午前9時から午後1時から午後6時から午後10時まで		午前9時から午後1時から午後6時まで	午後5時から午後10時まで
豊岡地区公民			豊岡地区公民		

館	~	中竹野地区公民館	略	略	略	略	略
竹野南地区公民館	第1研修室	300円	300円	450円	770円	820円	1,080円
竹野南地区公民館	第2研修室	300円	300円	450円	720円	720円	1,030円
西氣地区公民館	研修室				290円	290円	430円
西氣地区公民館	和室						
弘道地区公民館	調理室				790円	790円	1,070円
弘道地区公民館	多目的ホール				690円	740円	970円
高橋地区公民館	研修室				490円	490円	710円
高橋地区公民館	和室				590円	590円	890円
高橋地区公民館	調理室				660円	660円	890円
備考	略						

第91号議案

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

指定事業者に対する雇用奨励金の限度額等の引上げとともに、情報通信業の用に供する施設等の新增設の場合においては、指定事業者となる要件を緩和するため。

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

豊岡市企業立地促進条例（平成17年豊岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号アに次のただし書を加える。

ただし、情報通信業の用に供する工場等については、工場等を新增設することに伴う常用従業員の新規雇用者数が操業開始の日において3人以上である場合は、この限りでない。

第5条第1号中「10万円」を「30万円」に改め、同号ただし書中「1,000万円」を「3,000万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の豊岡市企業立地促進条例の規定による奨励措置を行う指定事業者として指定を受けた者に係る雇用奨励金については、なお従前の例による。

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 指定事業者となる要件について、情報通信業の用に供する施設等を新增設することに伴う常用従業員の新規雇用者数が操業開始の日において3人以上である場合は、施設等を新增設するための投下固定資産総額を問わないよう改めること。(第4条関係)
- (2) 雇用奨励金について、常用従業員の新規雇用者数1人当たりの金額を10万円から30万円に、限度額を1,000万円から3,000万円に引き上げること。(第5条関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成28年10月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行前に、この条例による改正前の条例の規定による奨励措置を行う指定事業者として指定を受けた者に係る雇用奨励金については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市企業立地促進条例新旧対照表

(指定事業者)	現行	改正後(案)
第4条 市長は、事業者のうち、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合し、第1条の目的を達成するため適当と認める者を指定事業者として指定する。 (1) 前条第1号に規定する区域内に工場等の新增設を行う者 ア 工場等を新增設するための授下固定資産総額が、5,000万円以上であること。	(指定事業者) 第4条 市長は、事業者のうち、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合し、第1条の目的を達成するため適当と認める者を指定事業者として指定する。 (1) 前条第1号に規定する区域内に工場等の新增設を行う者 ア 工場等を新增設するための授下固定資産総額が、5,000万円以上であること。ただし、情報通信業の用に供する工場等については、工場等を新增設することに伴う常用従業員の新規雇用者数が操業開始の日において3人以上ある場合は、この限りでない。 イ 略 (2) 略 2 略	(指定事業者) 第4条 市長は、指定事業者に応じ、工場等を新增設するための授下固定資産総額が、5,000万円以上であることを条件として、この限りでない。 イ 略 (2) 略 2 略
(奨励措置)	(奨励措置)	(奨励措置)
第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができます。ただし、第2号ア及びイに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。 (1) 雇用奨励金 工場等の操業開始の日の属する年度(市の会計年度をいう。以下同じ。)から5年度間ににおける各年度の常用従業員の新規雇用者数に <u>10万円</u> を乗じて得た額。ただし、その間における合計額は、 <u>1,000万円</u> を限度とする。 (2) 略	第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができます。ただし、第2号ア及びイに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。 (1) 雇用奨励金 工場等の操業開始の日の属する年度(市の会計年度をいう。以下同じ。)から5年度間ににおける各年度の常用従業員の新規雇用者数に <u>30万円</u> を乗じて得た額。ただし、その間における合計額は、 <u>3,000万円</u> を限度とする。 (2) 略	第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができます。ただし、第2号ア及びイに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。 (1) 雇用奨励金 工場等の操業開始の日の属する年度(市の会計年度をいう。以下同じ。)から5年度間ににおける各年度の常用従業員の新規雇用者数に <u>30万円</u> を乗じて得た額。ただし、その間における合計額は、 <u>3,000万円</u> を限度とする。

第92号議案

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

豊岡駅前駐車場について、指定管理者に管理を行わせ、利用料金を収受させることができる施設へ移行するため。

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例

豊岡市営駐車場条例(平成17年豊岡市条例第148号)の一部を次のように改正する。
第2条の2を削る。

第3条第2号中「(豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場及び豊岡市営城崎木屋町駐車場にあっては、指定管理者。第5条、第6条第1項及び第2項、第7条並びに第13条において同じ。)」を削る。

第9条第1項及び第2項中「(豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場及び豊岡市営城崎木屋町駐車場を除く。)」を削る。

第11条中「第12条」を「次条」に改める。

第11条の2を削る。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に駐車場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場の利用及びその制限に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、第3条第2号、第5条から第7条まで及び第13条の規定の適用については、第3条第2号中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項中「市長が特に必要があると認める場合は」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認め市長の承認を得た場合は」と、第6条第2項及び第3項並びに第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「市の免責」とあるのは「市及び指定管理者の免責」と、同条中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 第8条から第11条までの規定にかかわらず、前項の規定により料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表第2に掲げる駐車場に駐車しようとする者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表第2の規定の適用については、同表駐車場の名称の項中「駐車料金」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。
- 4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

附則第4項から第6項までを削る。

別表第2中「(第3条、第6条、第8条、第9条、第11条の2関係)」を「(第3条、第6条、第8条、第9条、第16条関係)」に改め、同表駐車場の名称の項中「(指定管理者が管理する駐車場にあっては、利用料金の限度額)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の豊岡市営駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊岡市営駐車場条例の相当規定によりなされたものとみなす。

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 市長は、市営駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に駐車場の管理を行わせることできることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。(第15条関係)
- (2) 指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。(第16条、別表第2関係)
- (3) 指定管理者不在等の期間における駐車場の管理等を市長が行うこととする規定を削ること。(附則第4項から第6項関係)
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) この条例の施行前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。(改正条例附則第2項関係)

	現行	改正後（案）
(指定管理者による管理)		
第2条の2 豊岡市當城崎温泉駅前駐車場、豊岡市當城崎鴻の湯駐車場及び豊岡市當城崎木屋町駐車場の管理は、指定管理者（ <u>地方自治法</u> （昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。	2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 〔1〕駐車場の利用及びその制限に関する業務 〔2〕駐車場の維持管理に関する業務 〔3〕前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務	
(供用時間等)		(供用時間等)
第3条 駐車場の供用時間及び自動車等を入場させ、又は退場させるまでのできる時間（以下「入退場時間」という。）は、次のとおりとする。	第3条 駐車場の供用時間及び自動車等を入場させ、又は退場させることのできる時間（以下「入退場時間」という。）は、次のとおりとする。	(1) 略 (2) 入退場時間 別表第2に定める時間とする。ただし、市長 _____ 市當城崎温泉駅前駐車場、豊岡市當城崎鴻の湯駐車場及び豊岡市當城崎木屋町駐車場にあつては、指定管理者。第5条、第6条第1項及び第2項、第7条並びに第13条において同じ。）は、特に必要があると認めるとときは、その時間を変更することができる。
(料金の徴収)		(料金の徴収)
第9条 市長は、駐車場（豊岡市當城崎温泉駅前駐車場、豊岡市當城崎	第9条 市長は、駐車場 第9条 市長は、駐車場	は、特に必要があると認めるとときは、その時間を変更することができる。

鴻の湯駐車場及び豊岡市営城崎木屋町駐車場を除く。)において、入退場時間内に自動車等を入場させ、又は退場させる際に料金を徴収する。ただし、別表第2に定める定期駐車券及び前条第4項に定める駐車券に係る料金は、その発行の際に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、豊岡市役所又は各振興局に用務のために来庁した者が別表第2に掲げる駐車場(豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場及び豊岡市営城崎木屋町駐車場を除く。)を利用するときは、当該利用に係る料金は、徴収しない。

3 略

(料金の不還付)

第11条 料金で既に納めたものは、還付しない。ただし、市長は、第5条又は第12条による措置をしたときには、申請によりその全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第11条の2 豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場及び豊岡市営城崎木屋町駐車場の指定管理者に、当該駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2 豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場及び豊岡市営城崎木屋町駐車場に駐車しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

において、入退場時間内に自動車等を入場させ、又は退場させる際に料金を徴収する。ただし、別表第2に定める定期駐車券及び前条第4項に定める駐車券に係る料金は、その発行の際に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、豊岡市役所又は各振興局に用務のために来庁した者が別表第2に掲げる駐車場

を利用したときは、当該利用に係る料金は、徴収しない。

3 略

(料金の不還付)

第11条 料金で既に納めたものは、還付しない。ただし、市長は、第5条又は次条による措置をしたときには、申請によりその全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第11条の2 豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場及び豊岡市営城崎木屋町駐車場の指定管理者に、当該駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2 豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場及び豊岡市営城崎木屋町駐車場に駐車しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、駐車場の管理運営上必要があると認めるとときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に駐車場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場の利用及びその制限に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、第3条第2号、第5条から第7条まで及び第13条の規定の適用については、第3条第2号中「市長は、特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めたときは市長の承認を得て」と、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項中「市長が特に必要があると認めた場合は」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めた場合は市長の承認を得た場合は」と、第6条第2項及び第3項並びに第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「市の免責」とあるのは「市及び指定管理者の免責」と、同条中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。

(利用料金)

- 第16条 前条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めたときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができること。
- 2 第8条から第11条までの規定にかかわらず、前項の規定により料金を指定管理者に收受させた者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表第2の規定の適用については、同表駐車場の名称の項中「駐車料金」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。
- 4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第17条 略

(罰則)

第18条 略

附 則
1～3 略

(指定管理者不在等期間における駐車場の管理に関する業務)

4 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了するまでの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における当該指定を取り消し、又は業務の停止を命じた駐車場に係る第3条第2号の規定の適用については、同号中「市長（豊岡市曾崎温泉駅前駐車場、豊岡市曾崎鴻湯駅駐車場及び豊岡市曾崎木屋町駐車場にあっては、指定管理者。第5条、第6条第1項及び第2項、第7条並びに第13条において同じ。）」とあるのは、「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の駐車場の料金）

5 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条の2第2項の承認に係る利用料金の料金として、駐車する者から徴収することができる。

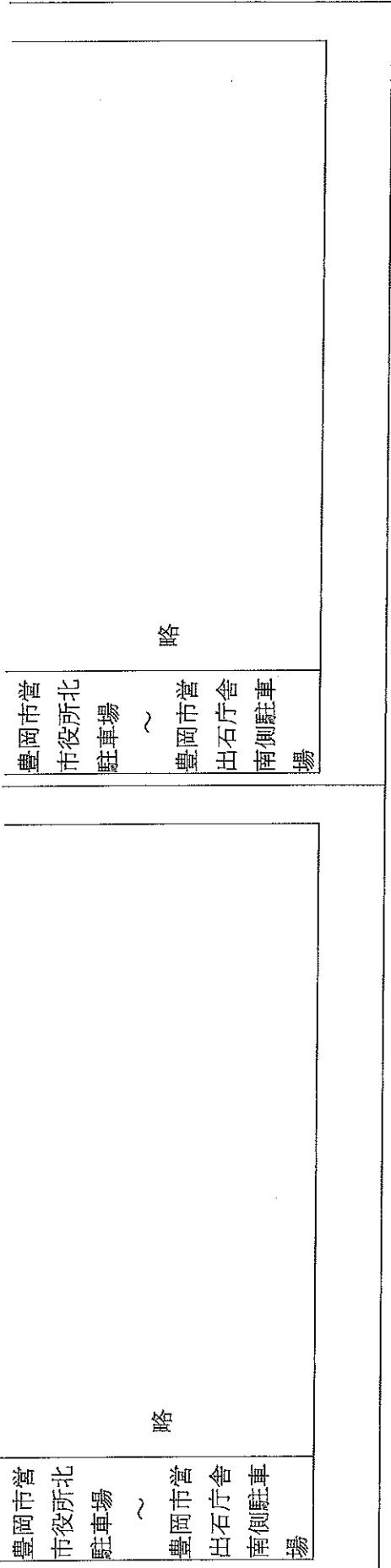
6 前項の駐車場の料金は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条の2第4項の基準により減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

別表第2（第3条、第6条、第8条、第9条、第11条の2関係）

駐車場の入退場 名称	区分 時間	区分			摘要
		車両の 種類	料金の 種類	時間帯	
					駐車料金 (指定管理者が 管理する駐車場 にあっては、利 用料金の限度 額)

別表第2（第3条、第6条、第8条、第9条、第11条の2関係）

駐車場の入退場 名称	区分 時間	区分			摘要
		車両の 種類	料金の 種類	時間帯	
					駐車料金 (指定管理者が 管理する駐車場 にあっては、利 用料金の限度 額)



第93号議案

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

非婚父母の寡婦控除を認める国の制度改正により不要となる規定を削るとともに、国が承認した市営住宅については、定住促進等を理由とする目的外使用を可能とするため。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「(ア、イ又はウに掲げる場合において、入居者又は同居者のうちに、婚姻することなく母又は父となったために所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫に該当しないこととなる者があるときは、それぞれア、イ又はウに掲げる金額に令第1条第3号ホに掲げる額を12で除した額を加えた金額。ただし、259,000円を上限とする。)」を削る。

第44条の2第1項を次のように改める。

市長は、市営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であって、次の各号のいずれかに該当し、地域の振興に寄与すると認めるときは、期間を定めて市営住宅の使用を許可することができる。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する国土交通大臣による処分の承認を受けた市営住宅に限る。

(1) 当該使用を希望する者（現に同居し、又は同居をしようとする親族を含む。以下同じ。）が、Uターン、Iターン等（定住することを目的として市に転入することをいう。）をしようとする者である場合

(2) 当該使用を希望する者が、市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学に入学するため市に転入しようとする者である場合
附則に次の1項を加える。

6 平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間における第44条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「大学に入学するため市に転入しようとする者」とあるのは、「大学に入学するため市に転入しようとする者又は市に転入し現に大学に在学している者」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申し込みをした者に係る入居の資格については、この条例による改正後の豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。第5条に規定する公募の例外の場合において同日前に市営住宅の入居の申

込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る入居の資格についても、同様とする。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 公営住宅法施行令の改正により、収入算定上非婚の父母が寡婦控除の対象となることに伴い、不要となる規定を削ること。(第6条関係)
- (2) 国土交通大臣による承認を受けた市営住宅については、定住目的のUターン・Iターンをする者及び市内の大学に入学するために転入しようとする者の目的外使用の許可を可能とすること。(第44条の2関係)
- (3) 平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間については、市に転入し現に大学に在学している者への目的外使用の許可を可能とすること。(附則第6項関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成28年10月1日から施行すること。(改正条例附則第1項)
- (2) この条例の施行の日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申し込みをした者に係る入居の資格については、この条例による改正後の条例第6条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例によること。第5条に規定する公募の例外の場合において同日前に市営住宅の入居の申し込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申し込みをした者に係る入居の資格についても、同様とすること。(改正条例附則第2項)

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧对照表

現行	改正後（案）
(入居者の資格)	<p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図ることができる者は、次の条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）にあっては第4号）を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が申込みをした日ににおいてア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額（ア、イ又はウに掲げる場合において、入居者又は同居者のうちに、婚姻することなく母又は父となつたために所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同員第31号に規定する寡夫に該当しないこととなる者があるときは、それぞれア、イ又はウに掲げる金額に令第1条第3号ホに掲げる額を12で除した額をえた金額。ただし、259,000円を上限とする。）を超えないこと。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p>
(入居者の資格)	<p>(市営住宅の目的外使用)</p> <p>第44条の2 市長は、市営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、期間を定めて市営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>第44条の2 市長は、市営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であつて、次の各号のいずれかに該当し、地域の振興に寄与すると認めると認めるときは、期間を定めて市営住宅の</p>

- (1) 遠隔地域であり、かつ、複式学級を有する小学校又は中学校の通学区域である区域に存する市営住宅の使用である場合
- (2) 当該使用を希望する者(現に同居し、又は同居をしようとする親族を含む。)が、Uターン、Iターン等(市外から市に転居することをいう。)をしようとする者である場合
- (3) 当該使用を希望する者に市営住宅を使用させることが、地域の振兴に寄与すると市長が認める場合

- 使用を許可することができます。ただし、補助金等に係る予算の執行の執行に関する法律(昭和30年法律第179号) 第22条に規定する国土交通大臣による処分の承認を受けた市営住宅に限る。
- (1) 当該使用を希望する者(現に同居し、又は同居をしようとする親族を含む。以下同じ。)が、Uターン、Iターン等(定住することを目的として市に転入することをいう。)をしようとする者である場合
- (2) 当該使用を希望する者が、市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する大学に入学するため市に転入しようとする者である場合

2～4 略
附 則
1～5 略

- 6 平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間における第44条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「大学に入学するため市に転入しようとする者」とあるのは、「大学に入学するため市に転入しようとする者又は市に転入し現に大学に在学している者」とする。

第94号議案

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

城崎文芸館の改修に伴い、利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表一般の項中「400円」を「500円」に、「300円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月18日から施行する。

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

1 改正の内容

城崎文芸館の改修に伴い、利用料金の限度額を引き上げること。(別表第2関係)

2 附則

この条例は、平成28年10月18日から施行すること。

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

		現行		改正後（案）	
別表第2（第10条の2、第11条関係）		別表第2（第10条の2、第11条関係）			
1 観覧	区分	利用料金の限度額（1人1回）		利用料金の限度額（1人1回）	
		個人	団体（20人以上）	個人	団体（20人以上）
	一般	400円	300円	500円	400円
	学生	略	略	略	略
備考 略		備考 略			
2 特別観覧	区分	利用料金の限度額（1人1回）		利用料金の限度額（1人1回）	
		個人	団体（20人以上）	個人	団体（20人以上）
	一般	400円	300円	500円	400円
	学生	略	略	略	略
備考 略		備考 略			

第95号議案

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

神鍋高原観光施設神鍋高原キャンプ場の使用区分及び使用料金の見直しとともに、指定管理制度の導入に向けた規定の整備を行うため。

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とし、第16条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第17条 市長は、観光施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に観光施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に観光施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務
- (2) 観光施設の使用及びその制限に関する業務
- (3) 観光施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に観光施設の管理を行わせる場合において、第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第12条、第14条、第15条第2項及び第3項並びに別表の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金）

第18条 前条第1項の規定により指定管理者に観光施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に観光施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第9条から第11条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表「使用料（通常日）」の欄の規定は適用せず、同表施設の項中「使用料（繁忙日）」とあるのは「利用料金の限度額」とし、同表備考2の規定は適用しない。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示する

ものとする。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第9条、第18条関係）

施設	区分	使用料(通常日)	使用料(繁忙日)
神鍋高原体育館	午前7時から午後零時まで	5,250円	5,250円
	午後零時から午後5時まで	5,250円	5,250円
	午後5時から午後10時まで	5,250円	5,250円
神鍋高原 キャンプ 場	テント サイト フリーサイト（日 帰り又は1泊）	2人用以上テント1張	2,500円
		1人用テント1張	1,500円
		タープ1張	750円
	区画サイト（日 帰り又は1泊）	区画	4,000円
	環境整備費（日 り又は1泊）	テントサイト使用の小 学生以上1人当たり	500円
ファイ ヤー場	午後6時から午後9時まで	3,100円	3,100円
	午後6時から午後9時まで	3,100円	3,100円
神鍋高原野外ステ ージ	午前8時から午後1時まで	5,100円	5,100円
	午後1時から午後6時まで	5,100円	5,100円
	午後6時から午後10時まで	5,100円	5,100円
1 神鍋高原キャンプ場と併せて使用する場合には、2分の1に相当する額とする。			
2 電気設備を使用する場合は、実費相当額を加算する。			

備考

- 1 神鍋高原体育館、神鍋高原キャンプ場ファイヤー場及び屋内ファイヤー場並びに神鍋高原野外ステージの使用時間は、上記に定める時間区分のいずれかに限るものとし、1使用者の使用期間は、1月につき5日以内とする。ただし、他に使用者がないとき又は市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 2 繁忙日とは、金曜日、土曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）の前日並びに4月28日から5

月5日まで及び7月19日から8月30日までをいい、通常日とは、繁忙日以外の日をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用する場合の使用料について適用し、同日前に使用する場合の使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前の豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 市長は、観光施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に観光施設の管理を行わせることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。 (第17条関係)
- (2) 指定管理者に観光施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に観光施設の使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。 (第18条関係)
- (3) 施設使用に係る区分、使用料金等を改めること。 (別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行すること。 (附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用する場合の使用料について適用し、同日前に使用する場合の使用料については、なお従前の例によること。 (附則第2項関係)
- (3) この条例の施行前にこの条例による改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。 (附則第3項関係)

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現 行	改正後（案）
	<p style="text-align: center;"><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第17条 市長は、観光施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に観光施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に観光施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務</p> <p>(2) 観光施設の使用及びその制限に関する業務</p> <p>(3) 観光施設の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に観光施設の管理を行わせる場合において、第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第12条、第14条、第15条第2項及び第3項並びに別表の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料金)</u></p> <p>第18条 前条第1項の規定により指定管理者に観光施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に観光施設</p>

の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができることとする。

2 第9条から第11条までの規定にかかるわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合には、別表「利用料（繁忙日）」の欄の規定は適用せず、同表施設の項目「利用料（繁忙日）」とあるのは、「利用料金の限度額」とし、同表備考2の規定は適用しない。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

（委任）

第19条 略

別表（第4条、第9条、第18条関係）

施設	区分及び使用料		区分	使用料 (通常 日)	使用料 (繁忙 日)
	午前7時から 午後零時まで	午後零時から 午後5時まで			
神鋼高原体育館	午前7時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前7時から午後零時まで	5,250円	5,250円

（委任）
第17条 略
別表（第4条、第9条関係）

施設	区分及び使用料		区分	使用料 (通常 日)	使用料 (繁忙 日)
	午前7時から 午後零時まで	午後零時から 午後5時まで			
神鋼高原体育館	午前7時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前7時から午後零時まで	5,250円	5,250円

神鍋高原キャンプ場	テントサイト (1泊)	宿泊キャンプ 2人用以上テント1張	午後5時から午後5時まで	5,250円	5,250円	
			午後5時から午後10時まで	5,250円	5,250円	
		神鍋高原 キャンプ 場	テントサ イト	フリーーサイト2人用以上テント (日帰り又は1泊)	2,100円	
			タープ1張	1人用テント1張	1,500円	
		ダイキャンプ デイ	タープ1張	タープ1張	750円	
			タープ1張	区画サ イト (日帰り又は1泊)	4,000円	
		ファイ ヤー場	1人(小学生以上に限る。) 200円	環境整備費テントサイト便 (日帰り又は用の小学生以上 1泊)	500円	
			3,100円	500円	500円	
		屋内ファイヤー場	3,100円			
		神鍋高原野外ステージ	午前8時から 午後1時まで	午後6時から 午後6時まで	1人当たり 1場	
			5,100円	5,100円	3,100円	
1 神鍋高原キャンプ場と併せて使用する 場合には、2つの1に相当する額とする。		神鍋高原野外ステージ	午前8時から午後9時まで	3,100円	3,100円	
2 電気設備を使用する場合は、実費相当 額を加算する。		屋内ファ イヤー場	午前8時から午後1時まで	5,100円	5,100円	
			午後1時から午後6時まで	5,100円	5,100円	
			午後6時から午後10時まで	5,100円	5,100円	
1 神鍋高原キャンプ場と併せて使用する場合に は、2分の1に相当する額とする。 2 電気設備を使用する場合は、実費相当額を加 算する。						

神鍋高 原キヤ ンプ場	テントサイト (1泊)	5,250円	5,250円	
		宿泊キャンプ 2人用以上テント1張	2,100円	
神鍋高 原キヤ ンプ場	テントサイト (1泊)	1人用テント1張	1,000円	
		タープ1張	500円	
神鍋高 原キヤ ンプ場	テントサイト (1泊)	1人(小学生以上に限る。) 200円	3,100円	
		3,100円	3,100円	
神鍋高 原キヤ ンプ場	屋内ファイヤー場	午前8時から 午後1時まで	午後6時から 午後6時まで	
		5,100円	5,100円	
1 神鍋高原キャンプ場と併せて使用する 場合には、2つの1に相当する額とする。		神鍋高 原キヤ ンプ場	午前8時から午後9時まで	
2 電気設備を使用する場合は、実費相当 額を加算する。		屋内ファ イヤー場	午前8時から午後1時まで	
			午後1時から午後6時まで	
			午後6時から午後10時まで	

備考 神鍋高原体育館及び神鍋高原キャンプ場ファイヤー場、屋内ファイヤー場、神鍋高原野外ステージの使用時間は、上記に定める時間区分のいずれかに限るものとし、1使用者の使用期間は、1月につき5日以内とする。ただし、他に使用者がないとき、又は市長が

備考

- 1 神鍋高原キャンプ場と併せて使用する場合に
は、2分の1に相当する額とする。
- 2 電気設備を使用する場合は、実費相当額を加
算する。

特に必要と認めたときは、この限りでない。

1 神鍋高原体育館、神鍋高原キャンプ場ファイヤー場及び屋内フ
アイヤー場並びに神鍋高原野外ステージの使用時間は、上記に定
める時間区分のいづれかに限るものとし、1使用者の使用期間

は、1月につき5日以内とする。ただし、他に使用者がないとき
又は市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 繁忙日とは、金曜日、土曜日、休日（国民の祝日にに関する法律
(昭和23年法律第178号) 第3条に規定する休日をいう。）の前
日並びに4月28日から5月5日まで及び7月19日から8月30日までを
いい、通常日とは、繁忙日以外の日をいう。

第96号議案

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

城崎放課後児童クラブの実施場所を追加するとともに、資母放課後児童クラブの実施場所を変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市立城崎放課後児童クラブの項中「豊岡市城崎町湯島578番地」を「豊岡市城崎町湯島578番地、豊岡市城崎町湯島802番地の1」に改め、同表豊岡市立資母放課後児童クラブの項中「豊岡市但東町中山847番地の1」を「豊岡市但東町中山706番地」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

城崎放課後児童クラブの実施場所を追加するとともに、資母放課後児童クラブの実施場所を変更すること。（別表第1関係）

2 附則

この条例は、平成28年10月1日から施行すること。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第 1 (第 2 条関係)			
名称	位置	名称	位置
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略	豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略
豊岡市立神美第2放課後児童クラブ	～	豊岡市立神美第2放課後児童クラブ	略
豊岡市立城崎放課後児童クラブ	豊岡市城崎町湯島578番地	豊岡市立城崎放課後児童クラブ	豊岡市城崎町湯島578番地、豊岡市城崎町湯島802番地の1
豊岡市立竹野放課後児童クラブ	略	豊岡市立竹野放課後児童クラブ	略
豊岡市立高橋放課後児童クラブ	～	豊岡市立高橋放課後児童クラブ	略
豊岡市立資母放課後児童クラブ	豊岡市但東町中山847番地の1	豊岡市立資母放課後児童クラブ	豊岡市但東町中山706番地

第97号議案

豊岡市農業委員会の委員等定数条例制定について

豊岡市農業委員会の委員等定数条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等を定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市農業委員会の委員等定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、豊岡市農業委員会（以下「委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員会の委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進員の定数)

第3条 委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、25人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(豊岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例及び豊岡市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 豊岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成17年豊岡市条例第111号）

(2) 豊岡市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例（平成17年豊岡市条例第112号）

(経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項前段の場合においては、本則の規定は適用せず、前項の規定による廃止前の豊岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例及び豊岡市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	会長	月額	47,700円
	会長職務代理者	月額	37,800円

	委員	月額	33,700円
--	----	----	---------

」を

農業委員会	会長	月額	47,700円
	会長職務代理者	月額	37,800円
	委員	月額	33,700円
農地利用最適化推進委員		月額	33,200円

」に改める。

豊岡市農業委員会の委員等定数条例案要綱

1 趣旨

この条例は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、豊岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について定めること。(第1条関係)

2 委員の定数

農業委員会の委員の定数は、19人とすること。(第2条関係)

3 農地利用最適化推進委員の定数

農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、25人とすること。(第3条関係)

4 附則

(1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 次に掲げる条例を廃止すること。(附則第2項関係)

ア 豊岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例

イ 豊岡市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例

(3) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項前段の規定により、現在の農業委員会の委員の任期満了の日まではこの条例の本則の規定は適用せず、廃止前の豊岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例及び豊岡市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例の規定がなおその効力を有すること。(附則第3項関係)

(4) 農地利用最適化推進委員の報酬額を定めること。(附則第4項関係)

豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）			
教育委員会委員			別表（第2条関係）
選挙管理委員会			教育委員会委員
農業委員会	会長 ～	月額 月額 月額	職名 ～
	選挙管理委員会	47,700円 37,800円 33,700円	報酬の額 ～
固定資産評価審査委員会	前各項に掲げる職員以外の特別職に属する非常勤の職員	略	報酬の額 ～
			略

第98号議案

豊岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、所用の規定の整理を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年豊岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、引用する条番号を改めること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（実費弁償の対象）</p> <p>第2条 実費弁償は、次に掲げる場合の証人等に対して行う。ただし、公務員がその職務の關係上、出頭し、又は参加した場合で、旅費の支給を受けるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第1項</u>の規定により農業委員会に出頭した場合</p> <p>(6) 略</p>	<p>（実費弁償の対象）</p> <p>第2条 実費弁償は、次に掲げる場合の証人等に対して行う。ただし、公務員がその職務の關係上、出頭し、又は参加した場合で、旅費の支給を受けるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第1項</u>の規定により農業委員会に出頭した場合</p> <p>(6) 略</p>